

とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、とっとり健康省エネ住宅性能基準（令和2年1月28日付第201900271095号鳥取県生活環境部長通知。）を満たす建築物（ただし、とっとり健康省エネ住宅認定制度要綱（令和2年5月18日付第20200037945号生活環境部長通知。以下「認定要綱」という。）第10条第1項の規定による認定を受けた住宅を除く。）に対する証明について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。）第2条第1項の住宅（集合住宅を含む。）をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第2条第1号の建築物をいう。（住宅を含む。）
- (3) 建築物所有者 鳥取県内に建設された建築物を所有する者をいう。
- (4) 主要な断熱部位 屋根、天井、壁、床、基礎及びベランダ床（ベランダ下部が屋内空間である場合に限る。）の断熱をいう。
- (5) 性能区分 とっとり健康省エネ住宅性能基準において規定する断熱性能（外皮平均熱貫流率）及び気密性能（相当隙間面積）を指標とした次に掲げる3段階の性能区分をいう。（集合住宅の場合にあっては、住戸単位の断熱性能で区分するものとし、気密性能は同一棟の住戸数の1割以上かつ2戸以上を測定により確認するものとする。非住宅建築物の場合にあっては、気密性能は代表的な居室1室において測定により確認するものとする。）

性能区分	外皮平均熱貫流率 (UA 値) [W/m ² K]	相当隙間面積 (C 値) [cm ² /m ²]
T-G1	0.48	1.0
T-G2	0.34	1.0
T-G3	0.23	1.0

- (6) BELS 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第33条の2第2項の規定に基づき定めた「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）」及び2023年9月に公表された「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」に基づき、第三者による建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
 - (7) ZEH BELSにより『ZEH』、『ZEH+』、Nearly ZEH、Nearly ZEH+又はZEH Orientedのいずれかであることを示す証書が発行された戸建住宅をいう。
 - (8) ZEH-M BELSにより『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedのいずれかであることを示す証書が発行された集合住宅をいう。
 - (9) ZEB BELSにより『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready又はZEB Orientedのいずれかであることを示す証書が発行された建築物をいう。
 - (10) 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受けた住宅をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法、建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

(基準適合証明等)

第3条 建築物所有者は、自らが所有する建築物について、とっとり健康省エネ住宅性能基準を満たす旨の証明（以下「基準適合証明」という。）を住宅政策課長に申請することができる。

(基準適合証明の申請)

第4条 建築物所有者は、基準適合証明を申請する場合は、とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明申請書（様式第1号）（以下「基準適合証明申請書」という。）に、次の各号に定める書類及

び別表に定める図書（以下「基準適合証明申請添付書類等」という。）を添えて、住宅政策課長に提出しなければならない。

- (1) 気密性能試験結果報告書（様式第2号）
- (2) 建築物の性能及び建築物の使用に関する説明書（様式第3号）（住宅の場合に限る。）
- (3) 検査済証の写し（建築確認が不要の場合は建築工事届の写し）
- (4) ZEHであることを証する書類（ZEHの認証を受けている場合に限る。）
- (5) ZEH-Mであることを証する書類（ZEH-Mの認証を受けている場合に限る。）
- (6) ZEBであることを証する書類（ZEBの認証を受けている場合に限る。）
- (7) 長期優良住宅であることを証する書類（長期優良住宅の認定を受けている場合に限る。）

2 別表に掲げる図書に明示すべき事項を基準適合証明申請書に添える他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該図書を基準適合証明申請書に添えることを要しない。

（基準適合証明書の交付等）

第5条 住宅政策課長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請された住宅が次の各号に掲げる事項に適合すると認めるときは、とっとり健康省エネ住宅基準適合証明書（様式第4号）（以下「証明書」という。）を建築物所有者に交付する。

- (1) 鳥取県内において建設された建築物であること。
- (2) 第2条第4号のいずれかの性能区分に該当する建築物であること。
- (3) 主要な断熱部位（基礎を除く）において冬季に内部結露が発生しないことを確認していること。
- (4) 建築事業者が次に掲げる建築物の使用に関する事項について建築物所有者へ書面により説明していること。
 - ア 換気設備及び空調設備の点検、清掃、更新等に関すること。
 - イ 空調設備の運転等に関すること。
 - ウ 改修工事等を行う場合における工事図面等の履歴保存に関すること。
 - エ 改修工事等を行う場合における気密処理に関すること。
- (5) 証明年度の翌年度以降において毎年1回、住宅政策課長が前項に掲げる事項について建築物所有者に注意喚起のメールを送信することについて建築物所有者が承諾していること。

2 住宅政策課長は、次の各号に掲げる場合においては、とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明書不交付通知書（様式第5号）（以下「基準適合証明書不交付通知書」という。）を建築物所有者に交付しなければならない。

- (1) 申請された建築物が、第1項各号に適合しないとき
- (2) 申請された建築物が、審査の過程において基準適合証明申請書若しくは基準適合証明申請添付書類等に不備又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、第1項各号に適合することが判断できないとき
- (3) 基準適合証明申請書又は基準適合証明申請添付書類等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

（建築物所有者の責務）

第6条 第5条第1項の証明を受けた建築物所有者は、証明された住宅を適切に管理し、次の各号に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 新築工事及び改修工事の図面及び関係図書について、工事履歴が確認できるよう保存すること。
- (2) 改修を行う場合にあつては、新築時の気密性能が損なわれないよう適切に処理すること。
- (3) 換気設備及び空調設備の点検、清掃、更新等を適切に行うこと。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

別表（第4条関係）

図書の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
仕様書（仕上げ表を含む。）	各部位の断熱仕様（種別、厚さ）、使用している建材の断熱性能（熱伝導率等）
各階平面図	縮尺及び方位、間取りと各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種類及び寸法、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）及び寸法、床面積の算定式
立面図（4面）	縮尺、外皮面積の算定式、仕上げ材
矩計図	縮尺、各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種類、寸法及び構成、気密層の位置、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）並びに軒、ひさし、廊下、バルコニーの出の寸法
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法、断熱材を使用している位置、断熱材の種別及び寸法、基礎外周長及び土間床面積等の計算式
各種計算書	外皮性能計算書、計算書の入力値の根拠がわかるもの（外皮面積、土間床面積等）、主要な断熱部位の内部結露判定に関する計算書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第9条第1項に基づき登録された住宅性能評価機関による外皮性能の証明を受けた住宅については、外皮性能を証する書類を添付した場合に限り、外皮性能計算書の添付を省略することができる。）
その他図書	その他、住宅政策課長が必要と認めた図書

とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

（申請者）

〒 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 メールアドレス _____

とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明制度要綱第4条の規定に基づき、とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明を申請します。なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。なお、鳥取県から定期点検等の注意喚起について毎年1回メール送信されることを承諾します。

1 建築物の概要

申請住宅の地名地番							
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
階数	階建て						
延床面積	m ²						
建設年月日	年 月 日						
断熱性能	外皮平均熱貫流率U _A 値 <table border="1"> <tr> <td>計算値</td> <td>[W/m²K]</td> </tr> </table> <性能区分> <input type="checkbox"/> T-G 1 0.48[W/m ² K] <input type="checkbox"/> T-G 2 0.34[W/m ² K] <input type="checkbox"/> T-G 3 0.23[W/m ² K]	計算値	[W/m ² K]				
計算値	[W/m ² K]						
気密性能	相当隙間面積C値 <table border="1"> <tr> <td>基準値</td> <td>1.0</td> <td>[cm²/m²]</td> </tr> <tr> <td>測定値</td> <td></td> <td>[cm²/m²]</td> </tr> </table>	基準値	1.0	[cm ² /m ²]	測定値		[cm ² /m ²]
基準値	1.0	[cm ² /m ²]					
測定値		[cm ² /m ²]					
再生可能エネルギー	<input type="checkbox"/> 太陽光発電（自家設置） <input type="checkbox"/> 太陽光発電（リース） <input type="checkbox"/> 太陽光発電（PPA） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 設置なし						
ZEH認証	<input type="checkbox"/> 『ZEH』+ <input type="checkbox"/> 『ZEH』 <input type="checkbox"/> Nearly ZEH+ <input type="checkbox"/> Nearly ZEH <input type="checkbox"/> ZEH Oriented <input type="checkbox"/> 認証なし						
ZEH-M認証	<input type="checkbox"/> 『ZEH-M』 <input type="checkbox"/> Nearly ZEH-M <input type="checkbox"/> ZEH-M Ready <input type="checkbox"/> ZEH-M Oriented <input type="checkbox"/> 認証なし						
ZEB認証	<input type="checkbox"/> 『ZEB』 <input type="checkbox"/> Nearly ZEB <input type="checkbox"/> ZEB Ready <input type="checkbox"/> ZEB Oriented <input type="checkbox"/> 認証なし						

長期優良住宅の認定	<input type="checkbox"/> 認定あり <input type="checkbox"/> 認定なし
-----------	--

※ZEH、ZEH-M又はZEBの認証を受けている場合には、証明書の写しを添付してください。
 ※長期優良住宅の認定を受けている場合には、認定書の写しを添付してください。

2 建築士事務所及び建築工事業者

事業者名	建築士事務所	建築工事業者
------	--------	--------

3 申請に関する連絡先

所属・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

4 確認事項

1 換気経路上の使用材料について	確認欄
(1) 床下等が換気経路に含まれる場合には木部の防腐処理剤等について人体に影響の少ない材料を選定している	<input type="checkbox"/>
(2) その他、換気経路上において空気中に発散される材料は人体に影響の少ない材料を選定している	<input type="checkbox"/>

2 設備等の清掃の容易性について	確認欄
(1) 空調設備及び換気設備等のフィルターなど定期的な清掃が必要となるものは使用者が容易に清掃できる位置に計画している	<input type="checkbox"/>

3 日射遮蔽や日射取得について	確認欄
(1) 開口部は極力南面に多く設け、冬期の日射を取得する	<input type="checkbox"/>
(2) 東西面の開口部は夏期の日射遮蔽対策を講じる	<input type="checkbox"/>
(3) 上記に加え、開口部の配置にあたっては眺望やプライバシーの確保に配慮する	<input type="checkbox"/>

4 換気における適正な給気量の確保について	確認欄
レンジフードなど強い排気を行った際に、室内が過度な負圧状態になることを避けるため、以下の対策を講じている。	<input type="checkbox"/>
(1) 室内の設備で発生する排気量に対して、適切な給気量を確保できる給気口を設置する等の対策を講じている	<input type="checkbox"/>
(2) レンジフードの専用給気口の設置等の有効な対策を講じている	<input type="checkbox"/>
(3) 横架材の羽子板ボルトなど、外部を貫通する箇所には、適切な雨水侵入防止阻止措置を行っている。	<input type="checkbox"/>

5 証明書等の送付先（申請者と同じ場合は記載不要）

住所 (法人の場合は所在地)	〒		
氏名 (法人場合は名称・代表者)			
担当者		電話	

気密性能試験結果報告書（1）

依頼者	会社名又は氏名		電話	-	-
	住所				

測定対象建築物の概要					
建築物の名称					
所在地					
竣工年月日		年	月	日	
構造及び工法					
建築物の規模	地階床面積	m ²			
	1階床面積	m ²			
	2階床面積	m ²			
	3階床面積	m ²			
	延べ床面積	m ² (A)			
開口部の仕様	窓	単層（引き違い、外開き、内開き） 2重窓（引き違い、外開き、内開き） その他（構成と開閉方法：（ ））			
	玄関戸	引き戸、外開き戸、内開き戸、その他（（ ））			
主な部位の気密層の仕様		防湿フィルム（気密テープ：使用・不使用） 内装材、断熱材、構造材、その他（（ ））			
建築物概要図		別紙添付図面通り			
通気量を測定した位置		添付平面図に示す			

測定時の建物条件					
	部位	方法	確認	特記事項（左欄以外の処理方法）	
1	建物外皮にあるドア・窓	ロック（施錠）だけ			
2	天井・床下改め口	普通に閉めた状態			
3	郵便受け	普通に閉めた状態			
4	基礎と床の両方を断熱している地下へ通じるドア	普通に閉めた状態			
5	換気レジスター	目張り			
6	台所レンジファン	目張り			
7	換気扇・天井扇	目張り			
8	FF式以外の煙突の穴	目張り			
9	屋外に通じる排水管	封水又は管口を目張り			
10	集中換気システムの給排気ダクトの屋外側出入口	目張り			
11	建物外皮の外側にある開口部	普通に開けた状態			
測定対象外にした部分（空間）の名称					
同上で延床面積(A)に含まれる床面積			m ² (B)	
吹抜け・床下・小屋裏など測定対象の相当床面積			m ² (C)	
測定対象とした建物の実質延べ床面積(S)			S = (A) - (B) + (C) =	m ²	

注) 確認欄には、各状態を確認後、○印を付すこと

気密性能試験結果報告書（2）

測定者・測定方法・測定装置					
事業所		事業所登録番号		測定者	登録番号
所在地				電話	- -
測定方法					
測定装置					

試験日時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
測定時の環境	天候		風速	m/s
	室内温度	℃	風向（主風向）	
	外気温度	℃	風速測定位置	

データの測定回	1回	2回	3回	平均
隙間特性値： $n (1 \leq n \leq 2)$				/
通気率： $a : (m^3/h \cdot Pa^{\frac{1}{n}})$				/
$\Delta P=9.8Pa$ における通気量： $Q_{9.8} : (m^3/h)$				/
係数： $b : b=0.627 \rho^{\frac{1}{n}}$				/
総相当隙間面積： $\alpha A : \alpha A=Q_{9.8} \times b (cm^2)$				/
相当隙間面積： $C : C=\alpha A/S (cm^2/m^2)$				/

測定結果添付欄

建築物の性能及び建築物の使用に関する説明書

建築物の所在地	
外皮平均熱貫流率(U _A 値) [W/m ² K]	

(参考) 住宅における省エネ性能基準

性能レベル	等級4 (国省エネ基準)	等級5 (ZEH)	とっとり健康省エネ住宅性能基準		
	T-G1	T-G2	T-G3		
基準の説明	2025年 義務化基準	2030年 義務化基準	冷暖房費を抑える ために必要な 最低限のレベル	経済的かつ快適 に生活できる 推奨レベル	優れた快適性を 有する 最高レベル
断熱性能U _A 値	0.87	0.60	0.48	0.34	0.23
気密性能C値	-	-	1.0	1.0	1.0
世界の基準	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #006699; color: white; padding: 5px;">寒</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">● 日本(0.87)</div> <div style="margin-right: 10px;">● フランス(0.36)</div> <div style="margin-right: 10px;">● 英国(0.42)</div> <div>● 米国(0.43)</div> </div> </div>				

建築物の使用に関する説明

種別	項目	内容	確認
換気設備	清掃が必要な個所		<input type="checkbox"/>
	清掃方法		<input type="checkbox"/>
	清掃の頻度		<input type="checkbox"/>
	交換が必要なもの		<input type="checkbox"/>
	交換方法		<input type="checkbox"/>
	交換の頻度		<input type="checkbox"/>
空調設備	清掃が必要な個所		<input type="checkbox"/>
	清掃方法		<input type="checkbox"/>
	清掃の頻度		<input type="checkbox"/>
	運転方法での 留意事項		<input type="checkbox"/>
改修を行 う場合の 留意事項	履歴保存	工事の図面等は必ず保存してください。	<input type="checkbox"/>
	気密処理	改修や設備の更新を行う場合には、気密処理を確 実に行ってください。	<input type="checkbox"/>

年 月 日

上記について説明を受けました。

建築物所有者氏名 _____

とっとり健康省エネ住宅基準適合証明書

第 年 月 日

様

鳥取県知事

とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明制度要綱第4条の規定による申請について、同要綱第5条第1項各号に適合していることを証明します。

- 1 申請受付年月日 年 月 日
- 2 申請建築物の位置
- 3 申請建築物の用途
- 4 申請建築物の構造・階数
- 5 申請建築物の延床面積
- 6 申請建築物の性能区分

外皮平均熱貫流率 U_A 値

基準値	[W/m ² k]
計算値	[W/m ² k]

相当隙間面積C値

基準値	[cm ² /m ²]
測定値	[cm ² /m ²]

- 7 証明番号
- 8 BELS 認証
- 9 長期優良住宅の認定

とっとり健康省エネ住宅基準適合証明書不交付通知書

第 年 月 日

様

鳥取県知事

とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明制度要綱第4条の規定による申請について、同要綱第5条第2項の規定に基づき不交付としましたので通知します。

1 申請受付年月日 年 月 日

2 不交付理由

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は、鳥取県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。